

【薩摩川内市環境保全条例】 要保全施設一覧

区分	要保全施設	規模などの要件	
ばい煙	ボイラー	伝熱面積 8 m ² 未満が 2 基以上、かつその伝熱面積合計 8 m ² 以上	
粉じん	鉱物または土石の堆積場	面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	
	ベルトコンベア（鉱物・土石運搬用）	ベルト幅 30cm 以上 75cm 未満	
	ベルトコンベア（セメント運搬用）	ベルト幅 30cm 以上 60cm 未満	
	木材チップまたは木粉の堆積場	面積 150 m ² 以上 300 m ² 未満	
	木材チップ・木粉堆積用の吐出施設	送風機の原動機定格出力 3.75kW 以上	
	製材用の帯のご盤または丸のご盤	原動機定格出力 7.5kW 以上	
汚水	水産食料品製造工場	鮮魚（単に冷凍されたものを含む。）を仕入れて加工するもの。鮮魚小売店は除く。	
	内水面養殖場	養殖池総面積 1,000 m ² 以上	
	碎石場	水洗式破碎施設または水洗式分別施設を有するものを除く。	
	石材加工場	動力切断機または動力研磨機を有するもの	
	ガソリンスタンド	自動式車両洗浄施設を有するものを除く。	
	自動車整備工場	屋内・屋外の作業場面積合計 100 m ² 以上 300 m ² 未満	
	機械修理工場	屋内・屋外の作業場面積合計 100 m ² 以上	
騒音	金属製品製造・加工用	機械プレス	呼び加圧能力 147kN 以上 294kN 未満
		切断機	といしを用いるものおよび移動式のを除く。
		やすり目立機またはのこ目立機	動力を用いるもの
		旋盤、フライス盤、平削盤または形削盤	全てのもの
		乾式研磨機	移動式のを除く。
	工場・事業場に設置	空気圧縮機または送風機	原動機定格出力 3.75kW 以上 7.5kW 未満 ※この条例では、クーリングタワーに付随する送風機を除く。
		冷凍機	原動機定格出力 3.75kW 以上
		走行クレーン	原動機定格出力合計 7.5kW 以上
		クーリングタワー	付随する送風機の原動機定格出力 7.5kW 未満、かつ冷却水冷却能力 10 m ³ /h 以上
		自動式車両洗浄施設	全てのもの
	土石・鉱物の粉碎・ふるい分用	破碎機、摩砕機、ふるい分機または分級機	原動機定格出力 7.5kW 未満が 2 基以上、かつその定格出力合計 7.5kW 以上
	繊維製品製造用	動力打綿機（混打綿機を含む。）または製綿施設	全てのもの
	建設用資材製造用	コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造施設またはコンクリート柱製造施設	動力を用いるもの
	木材・竹材加工用	帯のご盤または丸のご盤	製材用：原動機定格出力 7.5kW 以上 15kW 未満、 木工・竹材加工用：原動機定格出力 1.5kW 以上 2.25kW 未満
		かなな盤	原動機定格出力 1.5kW 以上 2.25kW 未満
	紙加工用	コルゲートマシンまたは紙工機械	全てのもの
物の製造・加工・選別用	ダイカストマシンまたはオシレートコンベア	全てのもの	
石材加工用	石材引割機	全てのもの	
悪臭	獣畜・魚介類・鳥類の臓器・骨皮・羽毛などを原料とする飼料・肥料製造用の原料置場、蒸解施設または乾燥施設	全てのもの	
	菌体かす（焼酎かす・酒かすなど）・でん粉かすを主原料とする飼料・肥料製造用の原料置場または乾燥施設	全てのもの	
	パルプ・紙製造用の蒸解施設または薬液回収施設	全てのもの	
	鶏ふん乾燥業の鶏ふん乾燥施設	全てのもの	